

サークル指導者規程

平成 22 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 5 月 13 日 改定
平成 25 年 10 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 20 日 改定

(適用)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人「見明川スポーツクラブ」におけるサークル指導者に関する事項について定めたものである。

(サークル指導者資格)

第2条 サークル指導者とは「見明川スポーツクラブ」で活動をするサークル種目の専門的な知識、指導者・審判員などの資格を有するもので、各サークル活動において会員の実技指導を行う者をいう。

第3条 指導者は各サークル種目の上部団体あるいは関連団体における指導者資格または審判員資格を有することを基本とする。但し、登録申請をした時点で指導者または審判員の資格を有しない場合は、速やかに資格の取得を目指すことを条件に承諾をし、理事会に於いて承認を受けた者について指導者として認める。

(指導者の登録)

第4条 指導者として登録を希望する者は毎年度初めに「NPO 法人見明川スポーツクラブ 指導者登録書」(別紙参照)に必要事項を記入し申請を行う。

第5条 理事会は登録書の内容を吟味し、指導者として承認をする。

(会費及び保険の加入)

第6条 指導の依頼を受け承諾をした指導者は「見明川スポーツクラブ」の会員として規定の年度会費を納入する。

第7条 指導者は「スポーツ安全保険」への加入手続きを行う。保険料は「見明川スポーツクラブ」が負担をする。但し、本人が希望しない場合はその限りではない。

(謝金)

第8条 指導者に、サークル活動に参加しサークル活動の指導を行うことに対する謝金を支給する。

第9条 指導者は「サークル指導実績表兼謝金振込依頼書」(別紙参照)を用いて、規定のサークル活動時間内にサークル活動に参加し、サークル活動の指導を行った記録を行う。当該日に確かに指導を行ったことを証明するサークル会員(成人会員)または同一サークルの他の指導者の確認印を受ける。また、サークル代表によるサークル活動実績報告の活動日と指導日の整合が取れていることの確認が条件となる。

第10条 謝金の支払いは半期ごとに指定の振込口座に振り込む。

第11条 謝金の金額は1時間1,000円とし、1回2時間、月2回までを限度として指導をした者に対し支給をする。宿泊を伴うスキーサークルの指導については月3日、指導時間合計12時間までを限度として指導をした者に対し支給をする。尚、謝金に対する源泉徴収を行う。

附則

この規程の変更は理事会の審議、承認により行われるものとする

NPO 法人見明川スポーツクラブ 指導者 登録書(年度)

登録年月日	年 月 日		
住 所	〒	電話番号	
氏 名		性別	年 齢 才
指導サークル			
資格			
認定団体名			

*私は 年度、NPO 法人見明川スポーツクラブ サークルの指導者として
登録をします。

会費の金額

年 齢 区 分	60歳未満		60歳以上	
年 会 費		3,000円		1,500円
スポーツ安全保険加入の要否	要 ・ 否 (どちらかを○で囲む)			

-----キリトリ-----

領 収 証 様

★ ￥ 但 見明川スポーツクラブ 年度年会費

年 月 日 上記正に領収いたしました

NPO 法人見明川スポーツクラブ 理事会総務部

サークル指導実績表 兼 謝金振込依頼書

サークル名 _____サークル

指導者氏名 _____ ㊟

< _____年度・第1四半期 >

		1	2	3	4	5	6
4月	指導日	/	/	/	/	/	/
	指導時間	~	~	~	~	~	~
	確認 ㊟						
5月	指導日	/	/	/	/	/	/
	指導時間	~	~	~	~	~	~
	確認 ㊟						
6月	指導日	/	/	/	/	/	/
	指導時間	~	~	~	~	~	~
	確認 ㊟						

*上記の通り実施したことに相違ありません。

謝金振込依頼書

NPO 法人見明川スポーツクラブ 理事長 殿

金 _____円也

但し、 _____サークル指導謝金（平成26年度第1四半期分）として

【内訳】

- ・ 4月 _____回、5月 _____回、6月 _____回 合計 _____回（月2回まで）
- ・ @ 2,000円 × _____回 = _____円
- ・ 源泉徴収税（10.21%） △ _____円
- ・ 差引支給額 _____円

_____年 _____月 _____日 上記謝金を指定の口座に振込願います。

_____サークル 指導者氏名 _____ ㊟